

カナモト総合補償制度【ドローン専用】



ドローン専用補償制度運用について

今後オペレーター付の請負工事だけでなく機械のみのレンタル需要が増えていく事が予想されますので、機械自体の破損や第三者に対する賠償責任の補償に対応する為、ご用意いたしました。

補償内容について【裏面に詳細記載】



【ドローン動産補償】（緊急サービス）

- 【ドローン小】 ● 補償料 日/300円 お客様ご負担金 【部分損】3万円 【盗難・全損】10万円
- 【ドローン】 ● 補償料 日/900円 お客様ご負担金 【部分損】10万円 【盗難・全損】30万円

【ドローン賠償責任補償】（安心サービス）

ドローンの通常作業中および飛行中に操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任(ドローン賠償責任補償で定める範囲内)の補償を受けられます。

- お客様ご負担金 【対人賠償】設定無し 【対物賠償】5万円

※緊急サービス・安心サービスの詳細はカナモト総合補償制度のご案内参照 (URL:<https://www.kanamoto.co.jp>)

補償制度対象事故

① 現場内保管中に盗難された



② 飛行操作中、誤って第三者の家の屋根に衝突させてしまった



③ 操作ミスにより木に激突し損壊した



カナモトレンタル用ドローン補償概要

レンタル物件のドローンには、動産総合補償と賠償責任補償があります。

動産総合補償はレンタル機械使用中に発生した不慮の事故による損害が発生した場合にお役に立ちます。

賠償責任補償はレンタル機械使用中に第三者へ損害を与え、法的に損害賠償請求が発生した場合にお役に立ちます。

補償品名	ドローン動産補償	ドローン賠償責任補償
補償内容	レンタル機械使用中に発生した墜落や空中での他物との衝突、落雷などの偶発的な事故によってドローンに損害が発生した場合にお役に立ちます。	レンタル機械使用中に第三者に損害を与え、業務活動上の不注意で発生した偶然な事故により、他人の身体障害や財物に損害を与えた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
補償の金額または支払限度額	緊急サービス【代替機種および修理サービスを提供いたします】	対人・対物共通支払限度額（1事故限度額）1億円
お客様ご負担金金額	【ドローン小】（部分損）3万円（盗難・全損）10万円 【ドローン】（部分損）10万円（盗難・全損）30万円	1事故につき対物5万円
補償期間	弊社出庫日から弊社入庫日までの期間の全日数を補償いたします。	
主な補償の種類	<ul style="list-style-type: none">● 通常作業中および飛行中に発生した事故による損害。● 保管中および作業中の現場内における火災による損害。（地震を原因とする火災を除く）。● 保管中および作業中の現場内における盗難による損害。● 保管中および作業中の現場内におけるいたづらによる損害。● 通常作業中および飛行中に発生した落雷、破裂、爆発事故による損害。● 通常作業中および飛行中に発生した落下、飛来、衝突事故による損害。● 保管中および飛行中に発生した風水災による損害。	<ul style="list-style-type: none">● ドローンの通常作業中および飛行中に操作ミスが原因で第三者に発生した損害により負担するべき法律上の賠償責任（ドローン賠償責任補償で定める範囲内）の補償を受けられます。 <p>※損害賠償金、損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、訴訟費用、訴訟対応費用、初期対応費用 ※当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供いたします。</p>
主な対象外事項	<ul style="list-style-type: none">● ローターまたはブレードに単独に生じた損害。● 補償の対象に対する修理、清掃等の作業中における過失または技術の拙劣によって生じた損害。● 補償の対象の改造によって生じた損害。● 操作中に補償の対象が行方不明または回収不能になったことによって生じた損害。● 補償の対象が日本国の法令に違反して使用されている間に生じた損害。● 故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。● 保管中に風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。● 地震、噴火、津波によって生じた損害。● 自然の消耗もしくは劣化または性質による群れ、かび、変色、さび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害。● 紛失または置き忘れによって生じた損害。● 外来の事故に直接起因しない補償の対象の電氣的事故または機械的故障によって生じた損害（経年劣化による故障）。ただし、これらの事故によって火災（焦損を除きます）または破裂・爆発が生じた場合は対応いたします。● 詐欺または横領によって生じた損害。● 補償の対象に加工を施した場合、加工着後に生じた損害。● 真空管、電球等管球類に単独に生じた損害。● 補償の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、補償の対象ごとにその補償の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。● 日本国外で生じた事故による損害。● 消耗品に単独に生じた損害。● 修理が発生しなかった場合に点検・診断にかかった費用、初期不良や定期点検にかかった費用ファームウェアのアップデートによる不具合。	<ul style="list-style-type: none">● 賠償責任補償にて取り決めていた賠償額を超える分の損害。● 事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社の同僚の場合。● 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。● 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合。● 加入者の請け負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を損壊した等）。● 加入者が元請会社などから工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。● 重大な法令違反によって生じた損害。● 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。

事故発生時は直ちに弊社営業所または営業担当者までご一報頂きますようお願いいたします。

kanamoto

株式会社カナモト

● 東証一部上場・札証上場（証券コード9678）

〒060-0041 札幌市中央区大通東3丁目1-19

TEL (011) 209-1600 (大代表)